

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-5
提出年月日	令和5年11月16日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（防潮堤の設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-24	第5-3表について、⑥防潮堤（標準部）と防潮堤（端部）の境界に関する行を追加しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-24	第5-7図について、以下の点を修正しました。 ・上段の平面図に、防潮堤（標準部）と防潮堤（端部）の境界を以下のとおり修正しました。（下線部参照） （旧）② （新）⑥ ・上段の平面図に屋外排水路逆流防止設備の位置を明示しました。 ・下段に、縦断図を追加しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-47	第5-29図について、3次元静的解析における漂流物作用位置がわかる図を追記いたしました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-50	津波時の照査において、発生するせん断力が静止摩擦力よりも小さくなることを確認することを明記しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-103	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）施工目地 （新） <u>止水ジョイント</u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-106	敷地内漂流物が生じた場合に備え、ゴムジョイントの保護材を設置することを追記しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-138	構造成立性評価の説明に伴い、暫定値として計算していたアンカーボルトに作用する荷重を以下の通り修正しました。（下線部参照） （旧） $F_x=0.3$, $F_y=10.3$ （新） <u>$F_x=0.1$, $F_y=10.1$</u>	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-185	第8-5表に漂流物荷重の作用位置を追記いたしました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-187～188	解析用物性値を記載した表（第8-7表～第8-8表）を追記しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05）	5条-別添1-添付25-187～202	タイトル修正に伴い、「8. 5. 解析物性値」を下記の通り修正いたしました。 8. 5. 1. 解析物性値 8. 5. 2. 解析物性値の準拠基準 8. 5. 3. 解析物性値（セメント改良土）の設定方針 8. 5. 4. 解析物性値（セメント改良土）の設定根拠 8. 5. 5. 解析物性値（セメント改良土）の線形物性の適用性 8. 5. 6. 解析物性値（セメント改良土）の強度のばらつきの考え方 8. 5. 7. セメント改良土の室内配合試験	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-203～247	「9. 防潮堤の構造成立性評価結果」について、防潮堤の構造成立性評価結果を記載しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-267	第1表について、構内排水設備に関する記載を追記しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.33）	5条-別添1-添付25-269	第2表について、構内排水設備に関する記載を追記しました。	